

吸收合併に係る事前開示書面

(吸收合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸收合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

株式会社 N o. 1

株式会社 N o. 1 立川

吸收合併に係る事前開示書面

2025年10月1日

(吸收合併存続会社) 東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

株式会社N o. 1

代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

(吸收合併消滅会社) 東京都立川市錦町二丁目6番24号

株式会社N o. 1立川

代表取締役 古賀 勇治

株式会社N o. 1（以下「吸收合併存続会社」といいます。）及び株式会社N o. 1立川（以下「吸收合併消滅会社」といいます。）は、両社の間で別紙1の通り2025年9月30日付の吸收合併契約を締結し、2025年11月2日を効力発生日とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を実施することといたしました。

本合併に際し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条、並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり事前開示いたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当します。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸收合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1：吸収合併契約書

(次頁以降に添付)

吸收合併契約書

株式会社N o. 1（以下「甲」という。）及び株式会社 No.1 立川（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸收合併存続会社とし、乙を吸收合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸收合併存続会社）

商号：株式会社N o. 1

住所：東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

(2) 乙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社 No.1 立川

住所：東京都立川市錦町二丁目 6 番 24 号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の全株式を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年11月2日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（機関決定）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（従業員の処遇について）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぎ、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとする。但し、甲から乙への出向社員については雇用契約の承継によらず、効力発生日到来をもって出向終了により甲に復帰する形とする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第10条（本合併の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本合併を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに本合併に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本合併が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、内容について甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自電磁的記録を保管する。

2025年9月30日

(甲)

住所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
会社名：株式会社N o. 1
代表者：代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

(乙)

住所：東京都立川市錦町二丁目6番24号
会社名：株式会社 No.1 立川
代表者：代表取締役 古賀 勇治

別紙2：消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付)

決 算 報 告 書

第 11 期

自 令和6年 03月01日
至 令和7年 02月28日

株式会社No.1立川

東京都立川市錦町二丁目 6 番 24 号マルイワビル立川第2・2階

貸 借 対 照 表

令和7年02月28日 現在

株式会社No.1立川

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	4,245,056
現金及び預金	13,938,495	未 払 金	1,785,851
売掛金	16,052,657	未 払 費 用	1,087,706
貸倒引当金(売)	-160,526	未 払 法 人 税 等	70,000
【固定資産】		未 払 消 費 税 等	671,000
有形固定資産		預 金	630,499
建物	1,294,946	【固定負債】	21,374,000
車両運搬具	627,500	長期借入金	21,374,000
投資その他の資産	667,446	負債の部合計	25,619,056
出資金	1,294,276	純資産の部	
敷金	30,000	【株主資本】	6,800,792
預託金	85,000	資本金	4,000,000
保険積立金	37,480	利益剰余金	2,800,792
	1,141,796	その他利益剰余金	2,800,792
		繰越利益剰余金	2,800,792
資産の部合計	32,419,848	純資産の部合計	6,800,792
		負債及び純資産の部合計	32,419,848

損 益 計 算 書

令和6年03月01日～令和7年02月28日

株式会社No.1立川

(単位：円)

科 目	金 額
【売上高】	
売 上 高	77,041,487
売 上 値 引 高	-186,000
売 上 高 計	76,855,487
【売上原価】	
当 期 商 品 仕 入 高	5,855,280
売 上 原 価 計	5,855,280
売 上 総 利 益	71,000,207
【販売管理費】	
販 売 管 理 費 計	76,786,605
營 業 利 益	-5,786,398
【営業外収益】	
受 取 利 息	1,185
受 取 配 当 金	900
雜 収 入	5,649,457
營 業 外 収 益 計	5,651,542
【営業外費用】	
支 払 利 息	277,819
營 業 外 費 用 計	277,819
經 常 利 益	-412,675
【特別利益】	
固 定 資 產 売 却 益	236,363
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	217,090
特 別 利 益 計	453,453
税 引 前 当 期 純 利 益	40,778
【法人税等】	
法 人 税 · 住 民 税 及 び 事 業 税	70,000
法 人 税 等 計	70,000
当 期 純 利 益	-29,222

販売費及び一般管理費内訳書

令和6年03月01日～令和7年02月28日

株式会社No.1立川

(単位：円)

科 目	金 額
給 料 手 当	26,492,454
法 定 福 利 費	3,218,129
福 利 厚 生 費	268,062
外 接 待 交 際 費	27,205,511
会 旅 費 交 通 費	1,662,926
通 費 信 費	92,098
消 耗 品 費	948,077
水 道 光 熱 費	600,441
新 聞 図 書 費	351,605
諸 会 費	332,877
支 払 手 数 料	3,000
車 両 費	175,000
地 代 家 賃	9,642,825
保 険 料	490,428
租 税 公 課	3,343,690
減 償 償 却 費	1,235,957
貸 倒 繰 入 額 (販)	199,778
販 売 管 理 費 計	363,221
	160,526
	76,786,605

株主資本等変動計算書

令和6年03月01日～令和7年02月28日

株式会社No.1立川

(単位：円)

	株主資本			利益剰余金			自己株式			新株予約権		純資産合計	
	資本金	新株式 申込証拠金	資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	自己株式 申込証拠金	計			
当期首 残高	4,000,000									6,830,014		6,830,014	
新株の発行													
特別償却準備金積立て													
特別償却準備金取崩し													
剰余金の配当													
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て													
当期純利益							-29,222			-29,222		-29,222	
自己株式の取得													
株主資本以外（純額）													
当期変動額							-29,222			-29,222		-29,222	
当期末残高	4,000,000						2,800,792			6,800,792		6,800,792	

個別注記表

令和6年03月01日～令和7年02月28日

株式会社No.1立川

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(b) 無形固定資産

定額法を採用しています。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

(a) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

4,495,113円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）

前期末株式数（発行済普通株式）	400株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0株
当期末株式数（発行済普通株式）	400株

別紙の通り報告致します。

令和7年4月3日

株式会社No.1立川

代表取締役 吉賀 勇治